

令和5年度 保育園の新規申込みについて

1 申込書配布

配布日時：令和4年10月24日（月）から11月11日（金）9：00～17：00

配布場所：つぐみの森保育園、みつば保育園、大多喜町教育委員会

2 申請受付

受付日時：令和4年11月14日（月）～11月18日（金）9：00～17：00

受付場所：つぐみの森保育園、みつば保育園

持ち物：提出書類（記入済）、認印（訂正があった場合に必要）

※ご都合の悪い方は保育園にご連絡の上、上記の日程の前日までに申し込みをする保育園へご持参ください。

3 利用要件

【大多喜町に居住している、以下の要件を満たしている方が保育園にお子様を預けることができます。】

- (1) 月48時間以上の就労
- (2) 出産前後である（通園期間は出産予定月とその前後2ヶ月で最大5ヶ月になります。）
- (3) 病気、けがで療養中、または心身に障害がある
- (4) 同居の親族等を常時介護・看護している
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業準備を含む、認定は3ヶ月となります。）
- (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- (10) その他、上記に類する状態として町長が認める場合

4 提出書類

- (1) 施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書（兼入所申込書）

※入園希望のお子様1人につき1部

- (2) 家庭状況調査書・承諾書

※入園希望のお子様1人につき1部

既に保育を利用しているお子様がいる場合、写しでも結構ですので、人数分用意していただき原本を最年長の児童の書類に添付してください。

(3) 保育の必要性を証明する書類

※入園希望のお子様 1 人につき 1 部

既に保育を利用しているお子様がいる場合、写しでも結構ですので、人数分用意していただき原本を最年長の児童の書類に添付してください。

保育を必要とする理由	各種証明書
就労・会社勤め(被雇用者)	①就労(内定)証明書 ※就労証明書は勤務先でご記入いただき、必ず勤務先の社印または代表者印をもらってください。 ※雇用契約期間に定めがある場合、契約更新ごとに就労証明書の提出が必要になります。 ※勤務先が複数ある場合は、それぞれ提出してください。
就労・自営業	①就労(内定)証明書 事業を確認できる書類 (青色申告書の写し、開業届の写し、営業証明書等開業が確認できるもの)
就労・農業	①農業申立書
出産の前後	①出産予定のお子様の母子手帳 (表紙及び分娩予定日記載ページの写し)
保護者の疾病・障害	①病気等申立書 ②診断書または身体障害者手帳・療育手帳等の写し
同居親族の介護・看護	①介護・看護申立書 ②介護・看護を受ける同居親族の診断書または身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳・介護保険証・難病医療証の写し等
災害復旧	①罹災証明書
求職活動・起業準備	①求職(起業)申立書
就学	①就学証明書(所定の様式があります。)
育児休業	①就労証明書 (育児休業欄及び復職予定日欄に記入してあるもの) ※雇用主による証明
その他	状況により依頼いたします。

※各申立書については、次の事項を必ず記載してください。

様式は、各保育園または大多喜町教育委員会にありますのでお申し出ください。

- ・あて(大多喜町長)
- ・保育を必要とする理由・状況
- ・保護者氏名
- ・押印

※生活保護を受給している場合は、生活保護受給証明書の写しを添付してください。

● 申立書（例）

申立書（例）	申立書（例）
児童名： (生年月日 年 月 日)	児童名： (生年月日 年 月 日)
【求職中】 ・いつ就職希望のため、現在求職中である。 そのために現在〇〇の活動をしている（今後〇〇の活動をしていく）等。	〇〇年〇〇月就職希望のため現在求職中です。
【失業】 ・失業に発生している旨及び生活の収入源となっていること等。	そのために現在〇〇の活動をしており、自宅で保育ができないため、 保育園での入園（継続利用）を希望しています。
【疾病・障害】 ・保護者の疾病・障害の状況。	
【介護・看護】 ・〇〇の介護・看護があるため等。 介護・看護をされる方の体調・障害の状況も記載してください。	
上記の理由により「自宅で保育ができないため、保育園入園（継続利用）を希望 している」ということを記入してください。	
大多喜町長 飯島 勝美 様	大多喜町長 飯島 勝美 様
年 月 日	年 月 日
住所	住所
氏名 (本人) 印	氏名 印

(4) 保育料を決定するための書類（令和4年1月1日に他市町村にお住まいの方）

対象者：父、母（同居している内縁の妻・夫を含む）

税額控除前の市区町村民税均等割及び所得割額が分かるものの写し

（上記のものがない場合、確定申告を行っている方に限り、確定申告書 B 様式
第一票及び第二票の写しを添付してください。）

大多喜町では「給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」
または「町民税・県民税 税額決定・納税通知書」に上記の額の記載がありますが、
各市区町村によって通知書の名称は異なります。

※確定申告を行っている方は、申告書の写しを添付してください。

（確定申告書 B 様式 第一票及び第二票の写し）

※保育料は世帯の住民税所得割額により決定します。

※毎年9月に保育料が切り替えとなります。

※住民税課税証明書は令和4年度の1月1日現在住民票のあった市区町村で発行
されます。

●「給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」 大多喜町様式

年度 給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の
決定・変更通知書 (納税義務者用)

指定番号	整理番号	受給者番号
住 所		
氏 名		
特 別 徴 収 義 務 者		

大多喜町役場 税務住民課
〒298-0292
千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93番地
TEL 0470 (82) 2122

特別徴収税額明細

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	農 林 漁 業 等 所得	不 動 産 所得	配 当 所得	雑 所得	課 税 基 準
		総所得金額①					

所得控除	雑 損 医 療 費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 障・寡・勤 配偶者特別 扶 養 基 礎 所得控除合計②	控 除 額	課 税 基 準	所得割率	特別徴収税額	変 更 月

課税標準	総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	課税標準	課税標準	課税標準	課税標準	課税標準

納付額	6月分 7月分 8月分 9月分	10月分 11月分 12月分 1月分	2月分 3月分 4月分 5月分
(摘要)			

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるときは、前記の審査請求に対する裁決を待たずに、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として(町長が被告の代表者となります)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日
大多喜町長 飯島 勝美

千 葉 県 夷 隅 郡 大 多 喜 町 長 印

